

被扶養者届に関する提出書類一覧（日本国内に住民票がない場合） 全2ページ

1. 被扶養者の範囲

- (1) 日本国内に住所を有する方
 - (2) 日本国内住所を有しないが、日本国内生活の基礎があると認められる次の方
 - ア. 外国において留学をする学生
 - イ. 外国に赴任する被保険者に同行する方
 - ウ. 観光、保養またはボランティア活動その他の就労以外の目的で一時的に海外に渡航する方
 - エ. 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた方であって、イと同等と認められる方
 - オ. ア～エに掲げる方のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる方
- ※ その他、被扶養者として認定されるには、暦年(1月～12月)の総収入が次の基準を満たすことが前提となります。
- ◆ 60歳未満：130万円未満 ◆ 60歳以上または障害年金受給者：180万円未満 * 収入とは、課税・非課税にかかわらず、交通費等の諸手当を含む総収入をいいます。
 - ◆ 共通：被扶養者の収入年額が被保険者(社員本人)の収入年額の2分の1未満

2. 扶養認定対象外となる方

- (1) 海外居住の理由が就労の方
- (2) 日本国籍を有しない方で、在留資格が次の特定活動の場合(日本国内に住所を有している方を含む)
 - 病院もしくは診療所に入院し、医療を受ける活動
 - 上記の医療を受ける活動を行う方の日常生活の世話をする活動
 - 一年を超えない期間滞在し、観光、保養、その他これらに類似する活動

3. 国内居住要件に係る提出書類一覧

1-(2)に該当する方は、下表<ア～オ>のうち該当するものを「被扶養者異動(増)届」に記載し、必要な提出書類を添付して下さい。併せて、『4. その他の提出書類一覧』に記載のある書類が必要です。提出する書類が外国語で記載されている場合は、和訳を添付し、翻訳者の氏名・住所を表記してください。

「1. 被扶養者の範囲」及び下記ア～オのいずれにも該当しない方は、扶養申請対象外となります。

海外居住の理由		提出書類(どれか一つ)
ア	外国において留学をする学生	査証(写)、学生証(写)、入学証明書(写)、在学証明書(本紙)
イ	外国に赴任する被保険者同行する方	査証(写)、海外赴任辞令(写)、海外の公的機関が発行する居住証明書(写)
ウ	観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する方 【具体例】 ワーキングホリデー制度を利用して渡航する方、外国において留学する学生に同行する家族等、原則としてビザに有効期限がある方	査証(写)、ボランティア派遣機関の証明(本紙)
エ	被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた方であって、イと同等と認められる方 【具体例】 ・海外赴任中に生まれた被保険者の子ども ・海外赴任中に現地で結婚した配偶者 ・海外赴任中に縁組を結んだ特別養子	出生や婚姻等を証明する書類等の写
オ	ア～エに掲げる方のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎が認められる方	個別に判断

4. その他の提出書類一覧

* 「3. 国内居住要件に係る提出書類一覧」と「4. その他の提出書類一覧」で書類が重複する場合は、1通で構いません。

提出書類	今回申請する被扶養者(家族)の続柄 (75歳未満)	同一世帯でなくてもよい					同一世帯が要件	書類の取付・照会先	
		配偶者	新生児(出生時)	18歳未満学生	18歳以上学生以外	兄弟姉妹・孫	父母・祖父母		配偶者の父母・子
※共通欄及び①～⑪のうち、今回申請する被扶養者(家族)に該当する全ての書類をご準備下さい。 ※提出書類は最新のものがが必要です。 ※提出する書類が外国語で記載されている場合は、和訳を	健康保険被扶養者異動(増)届 扶養事実申立書兼誓約書 マイナンバー(付番されている場合)(注1) ・被扶養者異動(増)届に記載するか、またはマイナンバーのわかる書類の添付(形式は事業所へ確認してください)の添付が必要。海外での出生等でマイナンバーが付番されていない場合は、その旨を事業所に連絡してください。	●	●	●	●	●	●	●	勤務先事業所の人事部門
	配偶者の収入証明 (注2) ・昨年の源泉徴収票(写)(注3)等 ※2ただし、配偶者が産育休・転職等により昨年の支給額が満額でない場合や直近の出産等で今後の収入が昨年と乖離する等は、配偶者の勤務先が証明する当年の「給与支払・支払予定証明書(当年分)」「当組合の指定フォームで取得してください(注4)	○	○	○	○	○	○	○	
	共通欄 配偶者が被扶養者ではない(被扶養者認定されていない)	A. 送金証明 直近3ヶ月分 ・送金者が被保険者(社員本人)、受取者、送金日、送金額が確認できるもの ・手渡しやまとめての送金によるものは不可 ・同月内に複数回送金しているものは、1ヶ月分(1回分)とします。 B. 被扶養者(家族)の居住地がわかるもの ・居住国の自治体等が発行する公的なもの C. 戸籍(抄本・謄本)(本紙)または出生や婚姻を証明する書類(本紙) (注5) ・「3.国内居住要件に係る提出書類一覧」の書類と重複する場合は、1通で可	●	●	●	●	●	●	●
世帯 ◆被保険者(社員本人)と別居 ※A～Cの3点必要 ◆被保険者(社員本人)と同居 ※B・Cの2点必要		●	●	●	●	●	●	●	扶養申請対象外
① 学生	有効期限が記載されている学生証(写)または在学証明書(本紙)、入学証明書(本紙)	●	●	●	●	●	●	●	被扶養者が保管・学校

裏面に続きます。

提出書類 ※共通欄 及び ①～⑪のうち、今回申請する被扶養者(家族)に該当する全ての書類をご準備下さい。 ※提出書類は最新のものがが必要です。 ※提出する書類が外国語で記載されている場合は、和訳を添付し、翻訳者の氏名・住所を表記してください。		今回申請する被扶養者(家族)の続柄 (75歳未満)					同一世帯でなくてもよい			同一世帯が要件		書類の取付・照会先
		配偶者	子			兄弟姉妹・孫	父母・祖父母	配偶者の父母・子	伯叔父・伯叔母	甥・姪		
			新生児(出生時)	18歳未満	18歳以上学生						学生以外	
② 有職	現在収入あり ※ D・Eの2点必要 ※ 複数の勤務先がある場合は全て必要	●		●	●	●	●	●	●	●	勤務先	
	勤務形態の変更 ※ 暦年(1月～12月)の年間収入が認定基準額内となる見込みの場合に申請可能 ※ F～Iの4点必要	●		●	●	●	●	●	●	●	勤務先	
③ 無職	当年中に退職/前年に退職	●		●	●	●	●	●	●	●	前勤務先	
	前々年以前から継続して無職	●		●	●	●	●	●	●	●	市区町村	
④ 雇用保険	受給中/請求中/受給予定 請求予定/受給終了	●				●	●	●	●	●	ハローワーク	
	受給期間延長	●				●	●	●	●	●	ハローワーク	
⑤ 年金	受給中	●	●	●	●	●	●	●	●	●	年金事務所 共済組合	
	申請中/これから申請する	●		●	●	●	●	●	●	●	年金事務所 共済組合	
⑥ 休業中の給付金等		●				●	●	●	●	●	勤務先 ハローワーク	
⑦ 自営業・個人事業収入、農業、不動産、配当、その他資産収益等 ※ J・Kの2点必要		●		●	●	●	●	●	●	●	被扶養者が保管 税務署	
⑧ 自営業・個人事業を廃業 ※ L～Nの3点必要		●		●	●	●	●	●	●	●	被扶養者が保管 税務署	
⑨ 他の健保組合等の資格を喪失したとき (任意継続等)		●	●	●	●	●	●	●	●	●	前健康保険組合	
⑩ 同一世帯に被保険者及び配偶者以外の扶養能力者がいる場合(兄弟姉妹等)			●	●	●	●	●	●	●	●	勤務先 市区町村	
⑪ 外国人の場合		●	●	●	●	●	●	●	●	●	法務省入国管理局	

- (注1) 健康保険被扶養者異動(増)届に記入(または添付)する被扶養者(家族)のマイナンバーは被保険者(本人)が記入し、記入内容に誤りがないことを確認してください。
- (注2) 被保険者(本人)と配偶者の収入比較のために必要です。夫婦共同扶養(共働き等)の場合、収入の多い方が主たる生計維持者となります。
- (注3) 手書きのものは、発行した事業所の公印が必要です。(公印のないものは証明書として認められません。)
- (注4) 「給与支払・支払予定証明書」を取得する場合は、当組合の指定フォームで取得してください。
「給与支払・支払予定証明書」の指定フォームについては所属している事業所の人事部門へお問い合わせ頂くか、当組合のホームページから入手し、被扶養者(家族)の勤務先で当年分の証明を受けて下さい。
- (注5) 被保険者と扶養申請対象者の身分関係と、同一世帯内の扶養能力者の有無を確認するために必要です。
- (注6) 税務署の受付印のあるものの写し(e-Taxの場合は受付日時・受付番号のある控え)を提出してください。
- (注7) 被保険者(社員本人)以外の方の扶養家族として加入していた場合または今回申請する被扶養者(家族)が被保険者本人として加入していた場合に必要です。
- * 国内居住要件の他に収入などの扶養認定基準全てに該当しなければ、扶養認定不可となります。
上記の国内居住要件に該当しているだけでは扶養認定できません。
 - * 被扶養者認定を受ける際は、認定基準を満たしていることを書類等により被保険者が自ら証明しなければなりません。
また、書類の入手に係る費用は被保険者負担となります。
 - * 被扶養者資格の確認に際し、健康保険組合が追加書類が必要と判断したときには、別途証明書のご提出を求めることがあります。
 - * ご提出いただいた書類は資格確認を行うために使用するものであり、目的外に使用することはありません。また、原則として返却いたしません。(2023年10月)
 - * 提出する書類が外国語で記載されている場合は、和訳を添付し、翻訳者の氏名・住所を表記してください。